

サービス種別の整理について

（「長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第2条15号に規定する評価手法、評価項目等について」別表1及び別表2の改正）

地域福祉課福祉監査担当

1 改正の理由

県では福祉サービス第三者評価事業の対象となる福祉サービスを福祉サービス全般としているが、現行の対象サービス一覧表に記載されているサービスと整合していないため、改正を行います。

2 改正内容

評価対象サービスについて、次のとおり「長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第2条15号に規定する評価手法、評価項目等について」の別表の改正を行います。

(1) 評価対象サービス

現在、長野県が評価対象としている別表1（資料2-1）のとおり改正します。

○新たに整理されるサービス一覧

- ・ 高齢分野 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定入居者生活介護、介護医療院
- ・ 障がい分野 就労定着支援、自立生活援助
- ・ 児童分野 認定こども園、地域型保育事業、自立援助ホーム、ファミリーホーム

(2) 利用者調査の実施方法について

評価と併せて行う利用者調査の対象者及び基本となる調査実施方式については、サービス種別に応じて別表2（資料2-2）のとおり改正します。

3 共通評価基準・内容評価基準・利用者調査票の対応について

評価対象サービス別表1及び2の改正に伴い、共通評価基準、内容評価基準及び利用者調査票については、別表3（資料2-3）のとおり整理します。

4 改正期日

令和2年4月中に施行を予定しています。

<説明資料>

- 資料2-1-① 別表1（旧）
- 資料2-1-② 別表1（新）
- 資料2-2-① 別表2（旧）
- 資料2-2-② 別表2（新）
- 資料2-3 別表3
- 資料2-4 長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領第2条15号に規定する評価手法、評価項目等について